

# 美瑛町移住・定住促進計画

令和5年7月

北海道 美瑛町

# 目 次

|     |                                 |    |
|-----|---------------------------------|----|
| I   | 美瑛町移住・定住促進計画とは                  | 1  |
| 1   | 目的                              | 1  |
| 2   | 本計画の位置づけ                        | 1  |
| 3   | 本計画の計画期間                        | 2  |
| 4   | 目標設定と効果検証                       | 2  |
| 5   | 本計画の推進                          | 2  |
| II  | 美瑛町の移住・定住促進施策に関する現状             | 3  |
| 1   | 人口に関する状況                        | 3  |
| 2   | 移住・定住に関する状況                     | 9  |
| III | 計画の基本的な考え方                      | 14 |
| 1   | 基本方向と基本目標（4つの戦略）                | 14 |
| 2   | 目指す成果（数値目標）                     | 15 |
| IV  | 基本目標（4つの戦略）に基づく施策               | 16 |
| 戦略1 | 地域産業の活性化により雇用の場を生み出す            | 16 |
| 戦略2 | 「丘のまちびえい」に新たな人の流れをつくる           | 20 |
| 戦略3 | 将来にわたって安心して子育てができる環境づくり         | 28 |
| 戦略4 | 地域と地域の連携により住民の暮らしを守り、美瑛の魅力を発信する | 33 |

# I 美瑛町移住・定住促進計画とは

---

## 1 目的

---

美瑛町では、1959年（昭和34年）に人口（住民基本台帳）が22,391人とピークを迎えて以降、人口の減少が続いています。2019（令和元）年9月末現在の人口は9,948人と1万人を割り込み、今後も人口は減少していくものと予想されています。

本町における人口減少の大きな要因の一つは若年層を中心とする転出であり、特に、高度成長期やバブル経済期などには、若年層の都市部への流出が大きな社会減をもたらしました。現在でも、進学や就職・転職などを理由として、旭川市を中心とする都市部への流出が続いています。

生産年齢人口の減少は、町内の経済活動に大きく影響しますが、特に結婚・妊娠・出産・子育て世代である若年層の減少は、今後の地場産業の継承や人口減少に影響することが考えられます。行政による支援の充実に加え、結婚から妊娠、出産、子育てまでをまち全体で大切にす意識を深く共有し、互いを理解し合うことで、若者がこのまちで希望を持って安心して暮らせるよう行動を起こす必要があります。

第2期美瑛町まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、『誰もが住みたい「丘のまちびえい」の創造』を基本方向に、4つの戦略に基づく数値目標等を掲げ、2060年時点の目標人口を5,945人としています。

美瑛町移住・定住促進計画（以下、「本計画」という。）は、人口減少と地域経済縮小を克服し、将来にわたって活力ある地域社会を維持するとともに、町民が幸せに暮らせるまちを目指し、美瑛町まち・ひと・しごと創生総合戦略が示す4つの戦略を計画的かつ具体的な施策によって促進するものです。

## 2 本計画の位置づけ

---

本計画は、美瑛町まちづくり総合計画や、美瑛町まち・ひと・しごと創生総合戦略を補完し、他の行政計画等と連動しながら、具体的な施策を示すものです。

### 3 本計画の計画期間

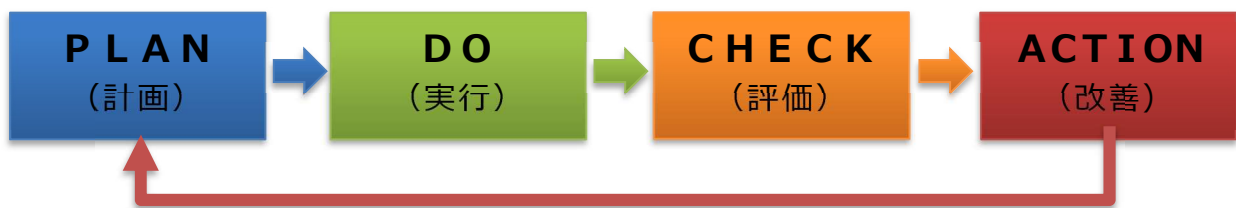
---

本計画の計画期間は、美瑛町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図り、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間です。

### 4 目標設定と効果検証

---

本計画は、2020（令和2）年度より事務事業評価の実施方法について、原則全ての小事業に重要業績評価指標（KPI）を設定して効果検証を行います。本計画においてもその検証結果を踏まえて評価を行い、毎年度PDCAサイクルを回すことによって効果的に基本目標（数値目標）を達成し、美瑛町人口ビジョンが示す将来展望人口に近づけていくこととします。



### 5 本計画の推進

---

本計画を推進するため、住民生活課移住定住推進室を移住希望者に対するワンストップ窓口として位置づけ、移住相談や情報の提供、移住定住施策の推進に努めていきます。

また、移住・定住に係る施策を所管する関係課等で構成する「美瑛町移住定住促進プロジェクト会議」により、移住・定住の促進に係る施策の検討を行うとともに、町民（移住者等）からの提言を本計画に反映させていきます。

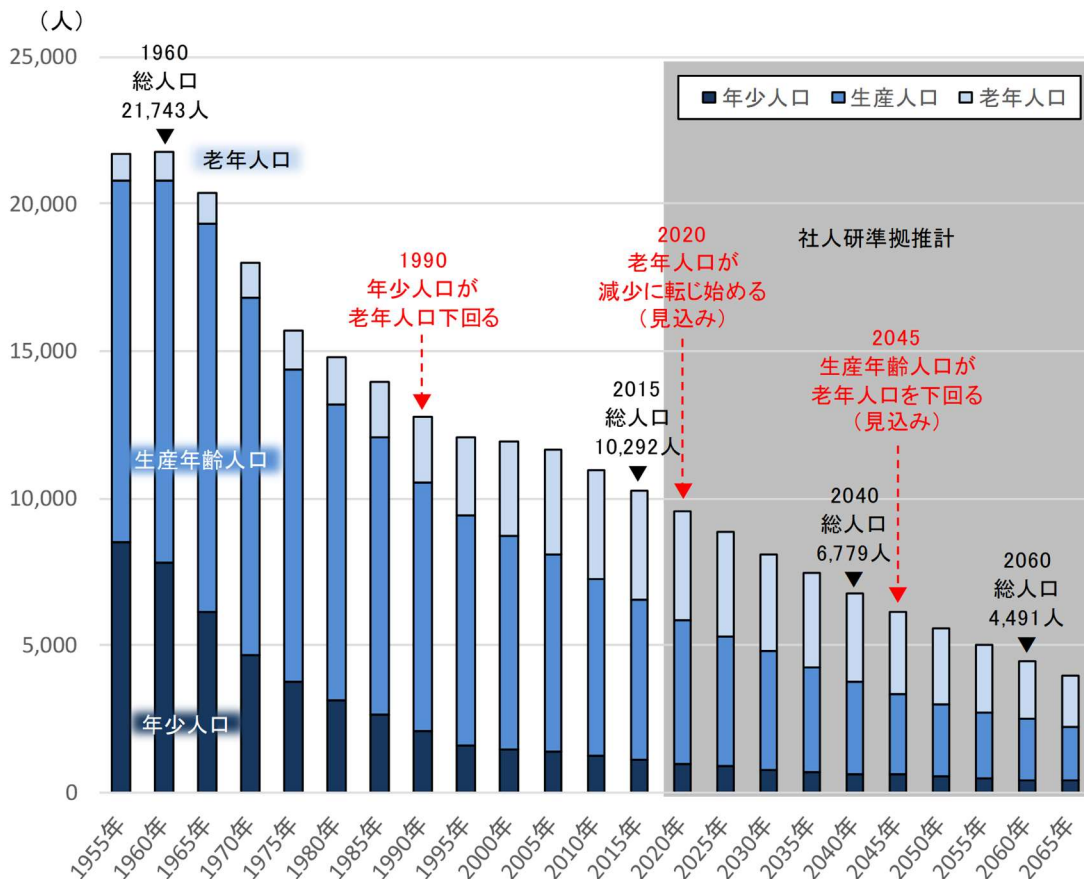
## Ⅱ 美瑛町の移住・定住促進施策に関する現状

### 1 人口に関する状況

#### (1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移と将来推計

美瑛町の総人口については、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」に準拠した推計（以下、「社人研準拠推計」という。）によると、2040年（令和22年）には6,779人、2060年（令和42年）には4,491人となる見込みです。

図表Ⅱ-1-1 総人口及び年齢3区分別人口の推移（1955年～2065年）

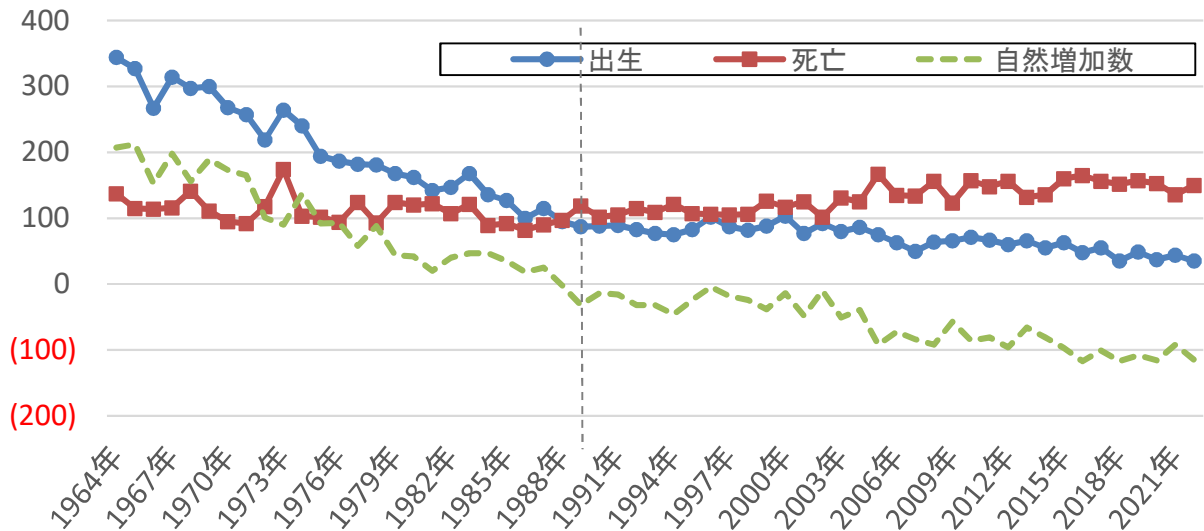


(出典) 2015年までは「国勢調査」、2020年以降は「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）に基づき作成

## (2) 出生・死亡（自然増減）の推移

出生数は年々減少しており、1988年（昭和63年）に出生数と死亡数が逆転して以降、「自然減」が続いています。また、高齢化が進んでいることから、2000年代以降は死亡数も増加する傾向にあります。

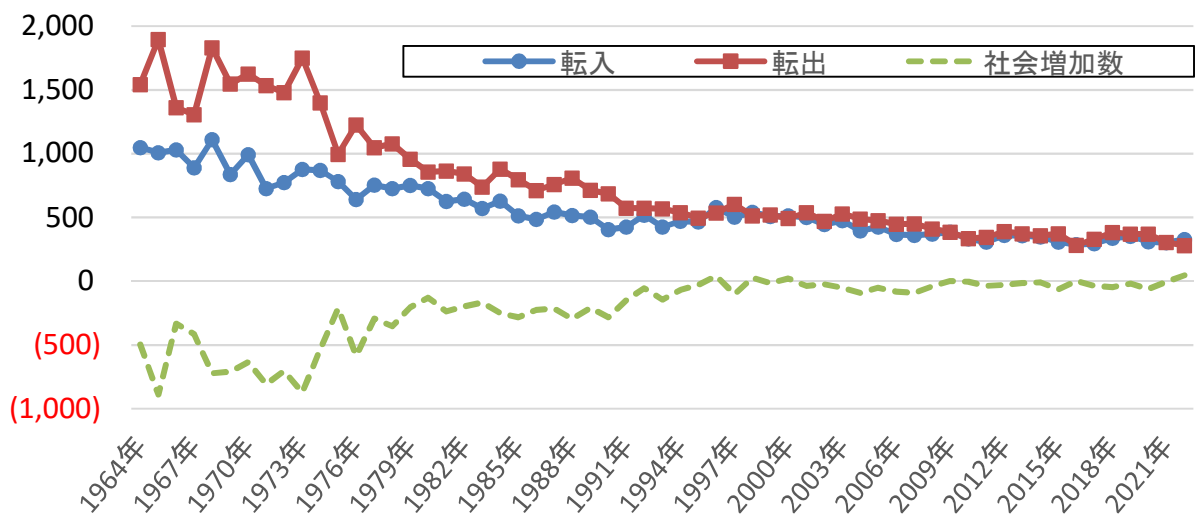
図表Ⅱ-1-2 出生・死亡数（自然増減）の推移



## (3) 転入・転出（社会増減）の推移

1950年代から1970年代半ばまでの高度経済成長期には、全道的に都市部への人口流出が進んだことから、美瑛町においても転出の傾向が顕著に表れています。1990年代に入ると転入・転出の差が小さくなるが、これは本町が観光地として認識され観光客が多く訪れるようになり観光産業が発展してきたことが要因と考えられます。以降は、均衡に近い状況が続いています。

図表Ⅱ-1-3 転入・転出数（社会増減）の推移



(出典) 2013年までは住民基本台帳に基づく独自集計。2014年以降の転入数・転出数は「住民基本台帳人口移動報告」、出生数・死亡数は「人口動態統計」に基づき作成。なお、2013年までは年度単位、2014年以降は年次単位での集計となる（図表Ⅱ-1-4、図表Ⅱ-1-5）

#### (4) 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

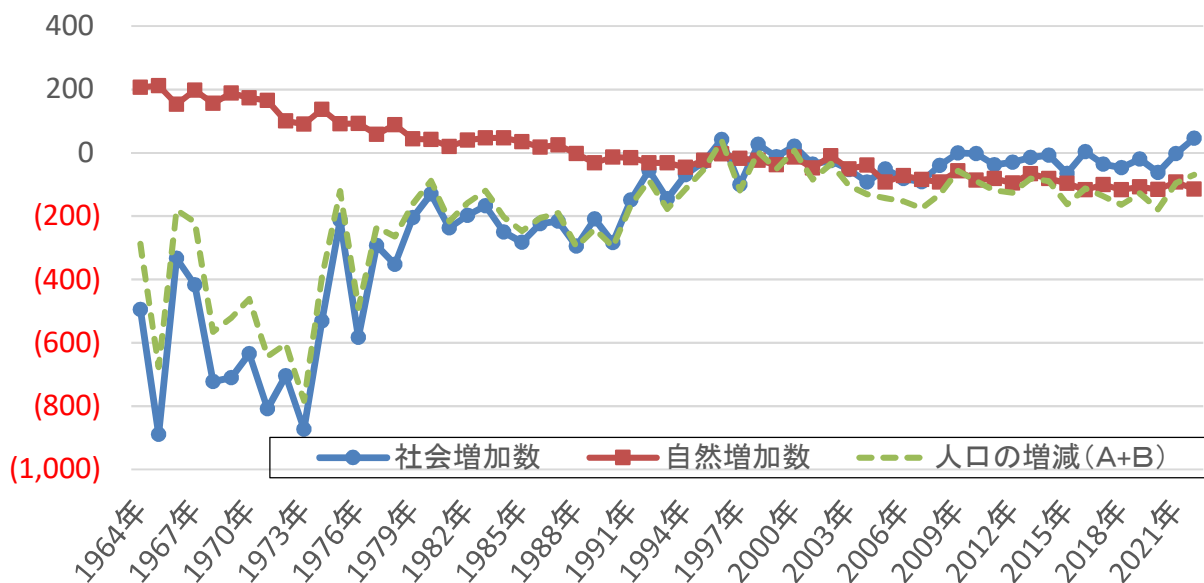
「社会増減（転入－転出）」（A）と「自然増減（出生－死亡）」（B）、及びその和「人口の増減」（A＋B）の推移を表したものが、図表Ⅱ-1-4です。

人口の増減は、ほぼ社会増減と連動しており、社会増減が総人口の推移に与えてきた影響が大きいことがわかります。

特に1960年代から1980年代にかけては、出生数が死亡数を上回る「自然増」の状況であったにもかかわらず、転出数が転入数を上回る「社会減」の幅が大きいことから、総人口は減少しています。

近年は対照的に、社会増減は均衡の傾向にあるものの、自然減が進んでいることにより総人口が減少しており、今後は自然増減が総人口の推移に大きく影響を与えていくものと予想されます。

図表Ⅱ-1-4 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響



(出典) 2013年までは住民基本台帳に基づく独自集計。2014年以降の転入数・転出数は「住民基本台帳人口移動報告」、出生数・死亡数は「人口動態統計」に基づき作成。なお、2013年までは年度単位、2014年以降は年次単位での集計となる。

#### (5) 社会増減の推移

近年の社会増減数の推移は以下のとおりです。

| 年     | 転入者数 | 転出者数 | 増減   |
|-------|------|------|------|
| 1985年 | 514  | 796  | △282 |
| 1986年 | 486  | 710  | △224 |
| 1987年 | 542  | 758  | △216 |
| 1988年 | 515  | 810  | △295 |
| 1989年 | 504  | 713  | △209 |
| 年     | 転入者数 | 転出者数 | 増減   |

|              |            |            |           |
|--------------|------------|------------|-----------|
| 1990年        | 404        | 687        | △283      |
| 1991年        | 425        | 574        | △149      |
| 1992年        | 518        | 573        | △55       |
| 1993年        | 424        | 569        | △145      |
| 1994年        | 469        | 538        | △69       |
| 1995年        | 466        | 495        | △29       |
| <b>1996年</b> | <b>577</b> | <b>535</b> | <b>42</b> |
| 1997年        | 502        | 603        | △101      |
| <b>1998年</b> | <b>541</b> | <b>514</b> | <b>27</b> |
| 1999年        | 508        | 521        | △13       |
| <b>2000年</b> | <b>513</b> | <b>492</b> | <b>21</b> |
| 2001年        | 501        | 537        | △36       |
| 2002年        | 446        | 471        | △25       |
| 2003年        | 476        | 529        | △53       |
| 2004年        | 396        | 488        | △92       |
| 2005年        | 425        | 476        | △51       |
| 2006年        | 367        | 448        | △81       |
| 2007年        | 360        | 451        | △91       |
| 2008年        | 369        | 409        | △40       |
| <b>2009年</b> | <b>385</b> | <b>385</b> | <b>0</b>  |
| 2010年        | 332        | 335        | △3        |
| 2011年        | 307        | 345        | △38       |
| 2012年        | 360        | 390        | △30       |
| 2013年        | 357        | 372        | △15       |
| 2014年        | 348        | 356        | △8        |
| 2015年        | 308        | 373        | △65       |
| <b>2016年</b> | <b>287</b> | <b>283</b> | <b>4</b>  |
| 2017年        | 294        | 330        | △36       |
| 2018年        | 336        | 383        | △47       |
| 2019年        | 351        | 371        | △20       |
| 2020年        | 309        | 371        | △62       |
| 2021年        | 301        | 304        | △3        |
| <b>2022年</b> | <b>391</b> | <b>362</b> | <b>29</b> |



## (6) 地域ブロック別の人口移動の状況

2018年(平成30年)の地域ブロックごとの転入・転出の状況を把握すると、男女ともに札幌市と旭川市へ大きく転出超過となっていることがわかります。

図表Ⅱ-1-6 地域ブロック別の人口移動(転入-転出)の状況(2018年)

(単位:人)

|             | 転入  |     | 転出  |     | 転入-転出 |      |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-------|------|
|             | 男性  | 女性  | 男性  | 女性  | 男性    | 女性   |
| 北海道内        | 125 | 104 | 147 | 145 | ▲ 22  | ▲ 41 |
| 札幌市         | 22  | 10  | 28  | 25  | ▲ 6   | ▲ 15 |
| 旭川市         | 46  | 39  | 54  | 65  | ▲ 8   | ▲ 26 |
| 上川管内町村      | 24  | 21  | 12  | 18  | 12    | 3    |
| その他の市町村     | 33  | 34  | 53  | 37  | ▲ 20  | ▲ 3  |
| 北海道外(東京圏)   | 19  | 16  | 20  | 19  | ▲ 1   | ▲ 3  |
| 北海道外(東京圏以外) | 22  | 19  | 16  | 22  | 6     | ▲ 3  |
| 合計          | 166 | 139 | 183 | 186 | ▲ 17  | ▲ 47 |

(出典)「住民基本台帳人口移動報告」を特別集計した国提供データより作成

「美瑛町人口ビジョン(令和2年3月)」より転載

## (7) 通勤・通学者の状況

美瑛町は、旭川の通勤通学圏であり、旭川市への通勤通学率は13.5%となっています。

美瑛町を中心とした周辺自治体への通勤・通学の状況をみると、上富良野町から美瑛町への通勤・通学者が106名、美瑛町から上富良野町への通勤・通学者が97名と、旭川市に次いで人数が多くなっています。

図表Ⅱ-1-7 周辺自治体への通勤・通学の状況

(単位:人)

| 市町村名  | 人口      | ①当地に常駐する<br>就業者・通学者数 | ②美瑛町への<br>通勤通学者数<br>(入) | ③美瑛町からの<br>通勤通学者<br>(出) | ②-③<br>(入-出) |
|-------|---------|----------------------|-------------------------|-------------------------|--------------|
| 旭川市   | 339,605 | 161,307              | 689                     | 746                     | ▲ 57         |
| 富良野市  | 22,936  | 12,506               | 31                      | 50                      | ▲ 19         |
| 鷹栖町   | 7,018   | 3,644                | 6                       | 3                       | 3            |
| 東神楽町  | 10,233  | 5,372                | 64                      | 52                      | 12           |
| 当麻町   | 6,689   | 3,541                | 6                       | 5                       | 1            |
| 比布町   | 3,777   | 2,044                | 0                       | 2                       | ▲ 2          |
| 愛別町   | 2,976   | 1,521                | 1                       | 1                       | 0            |
| 上川町   | 4,044   | 2,191                | 0                       | 2                       | ▲ 2          |
| 東川町   | 8,111   | 4,376                | 39                      | 39                      | 0            |
| 上富良野町 | 10,826  | 5,958                | 106                     | 97                      | 9            |
| 中富良野町 | 5,069   | 2,672                | 16                      | 9                       | 7            |

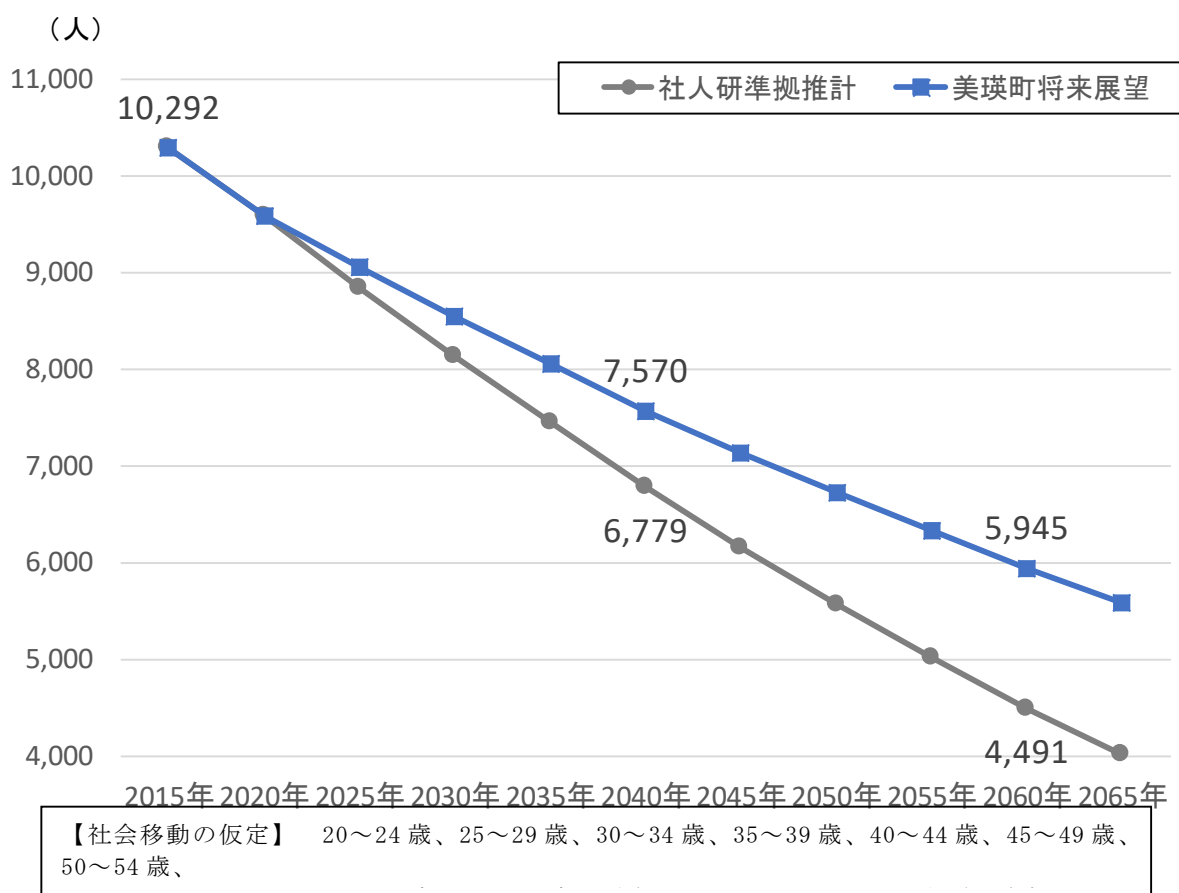
※①については、従業通学地不詳を含まない

(出典)「美瑛町人口ビジョン(令和2年3月)」より転載

### (8) 人口の将来展望

今後、美瑛町が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいて、人口減少対策に関して効果的な施策を展開することで、合計特殊出生率について社人研推計と同様の水準(約1.48)となり、社会移動について2025年(令和7年)以降、20~64歳の男女が増加していくと仮定して将来展望を推計した結果、2040年(令和22年)時点の人口は7,570人、2060年(令和42年)時点の人口は5,945人となると想定しています。

図表Ⅱ-1-5 美瑛町の将来展望



(出典) 国提供資料より作成

「美瑛町人口ビジョン(令和2年3月)」より転載

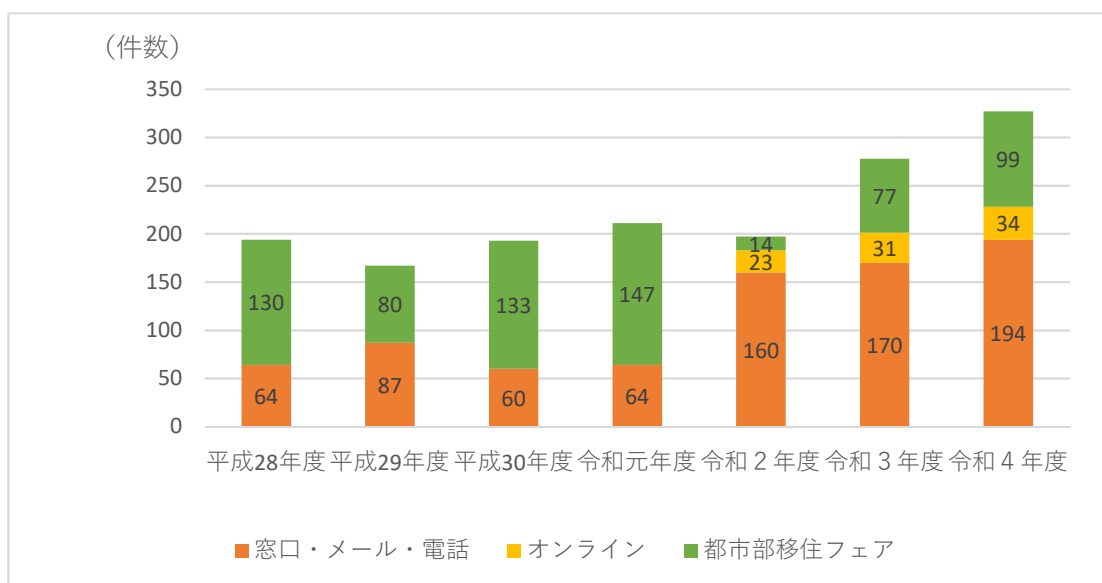
## 2 移住・定住に関する状況

本町の移住定住施策については、平成 28 年 10 月より経済文化振興課に移住定住推進係を新設、令和 2 年度からは、まちづくり推進課に移住定住推進室を設置し（令和 5 年 7 月より住民生活課へ移管）、移住定住コーディネーターによる相談業務、SNS を活用した情報の発信、空き家情報バンク制度や定住住宅取得助成事業など、移住・定住に係る施策を一元化することで効果的、戦略的に人口維持、増加に取り組んでいます。

また、新規就農者については、一般財団法人美瑛町農業振興機構による官民協働での支援体制を整備するとともに、美瑛町農業担い手研修センター「美進」における実践的な研修により、安定した経営技術の習得が図られるよう取り組みを進めています。

### (1) 移住定住相談件数の推移

平成 28 年度以降の役場窓口・メール、オンライン移住相談及び都市部で開催される移住相談会における移住定住相談件数は、以下のとおりです。



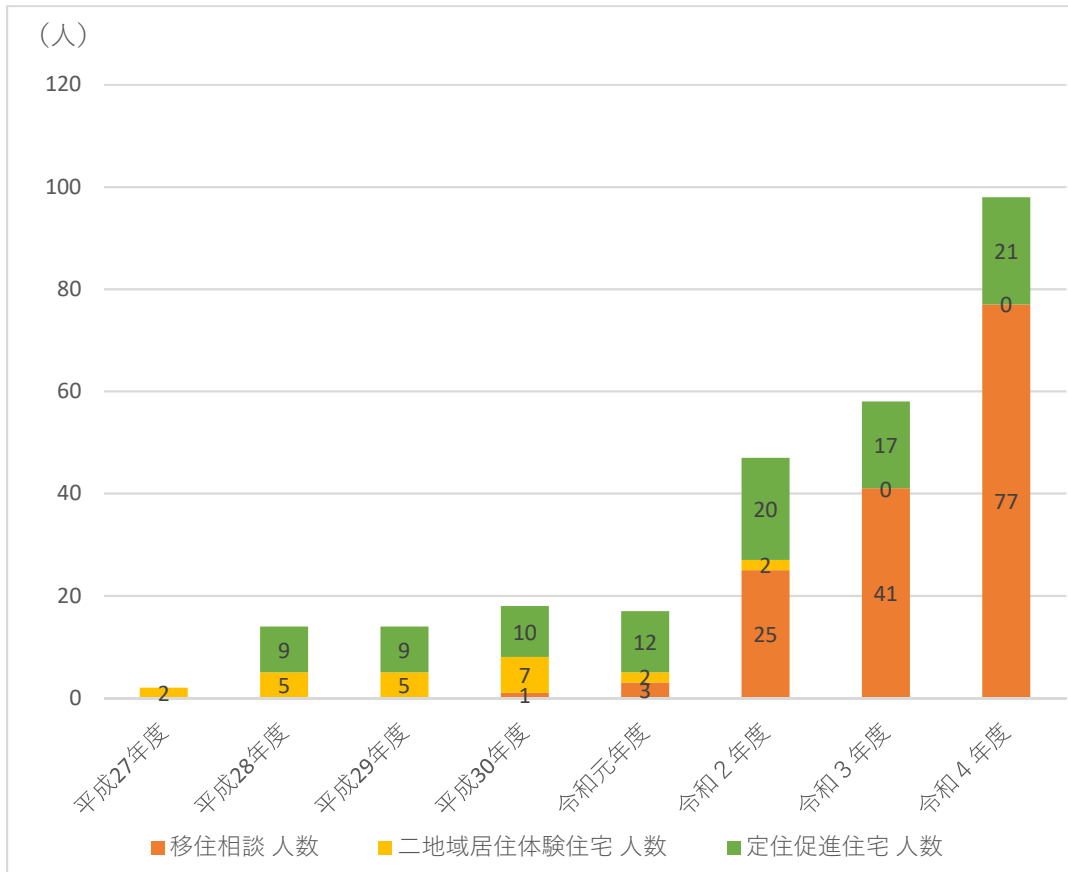
(単位：件)

| 年 度      | 窓口・メール・電話 | オンライン | 移住相談会 | 計   | 前年比 |
|----------|-----------|-------|-------|-----|-----|
| 平成 28 年度 | 64        | 0     | 130   | 194 | —   |
| 平成 29 年度 | 87        | 0     | 80    | 167 | ▲27 |
| 平成 30 年度 | 60        | 0     | 133   | 193 | 26  |
| 令和元年度    | 64        | 0     | 147   | 211 | 18  |

|         |     |    |    |     |     |
|---------|-----|----|----|-----|-----|
| 令和 2 年度 | 160 | 23 | 14 | 197 | ▲14 |
| 令和 3 年度 | 170 | 31 | 77 | 278 | 81  |
| 令和 4 年度 | 194 | 34 | 99 | 327 | 49  |

## (2) 移住定住者実績

平成 27 年度以降に移住した方の実績は、以下のとおりです。



| 年 度      | 移住相談① |    | 二地域居住体験住宅② |    | 定住促進住宅③ |    | 計  |    |
|----------|-------|----|------------|----|---------|----|----|----|
|          | 世帯    | 人数 | 世帯         | 人数 | 世帯      | 人数 | 世帯 | 人数 |
| 平成 27 年度 | 0     | 0  | 1          | 2  | 0       | 0  | 1  | 2  |
| 平成 28 年度 | 0     | 0  | 2          | 5  | 3       | 9  | 5  | 14 |
| 平成 29 年度 | 0     | 0  | 3          | 5  | 4       | 9  | 7  | 14 |
| 平成 30 年度 | 1     | 1  | 3          | 7  | 4       | 10 | 8  | 18 |
| 令和 元 年度  | 2     | 3  | 1          | 2  | 5       | 12 | 8  | 17 |

|       |    |     |    |    |    |    |     |     |
|-------|----|-----|----|----|----|----|-----|-----|
| 令和2年度 | 14 | 25  | 2  | 2  | 7  | 20 | 24  | 47  |
| 令和3年度 | 24 | 41  | 0  | 0  | 6  | 17 | 30  | 58  |
| 令和4年度 | 46 | 77  | 0  | 0  | 8  | 21 | 54  | 98  |
| 合計    | 87 | 147 | 12 | 23 | 38 | 98 | 137 | 268 |

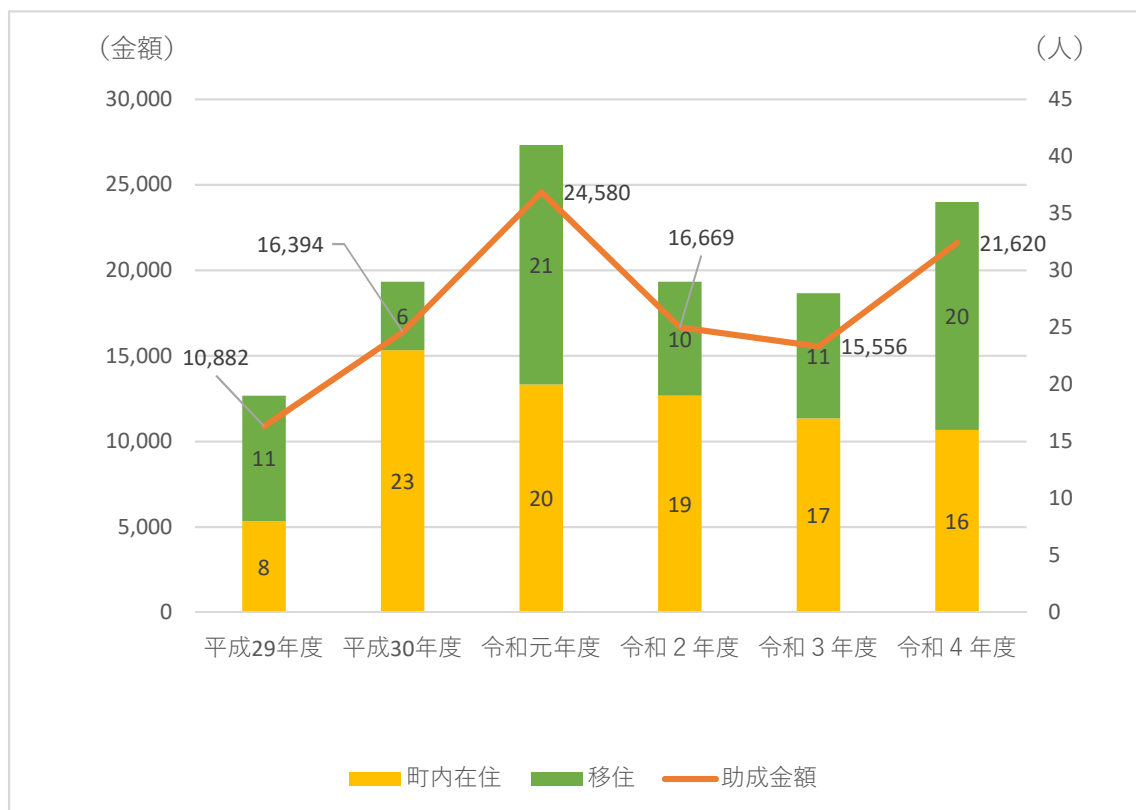
①移住相談：移住相談により移住した世帯数及び人数（②及び③除く）

②二地域居住体験住宅：二地域居住体験住宅に移住した世帯数及び人数

③定住促進住宅：定住促進住宅に移住した世帯数及び人数

### （3）定住住宅取得助成事業実績

平成29年度以降の定住住宅所得助成事業交付金の交付実績は、以下のとおりです。

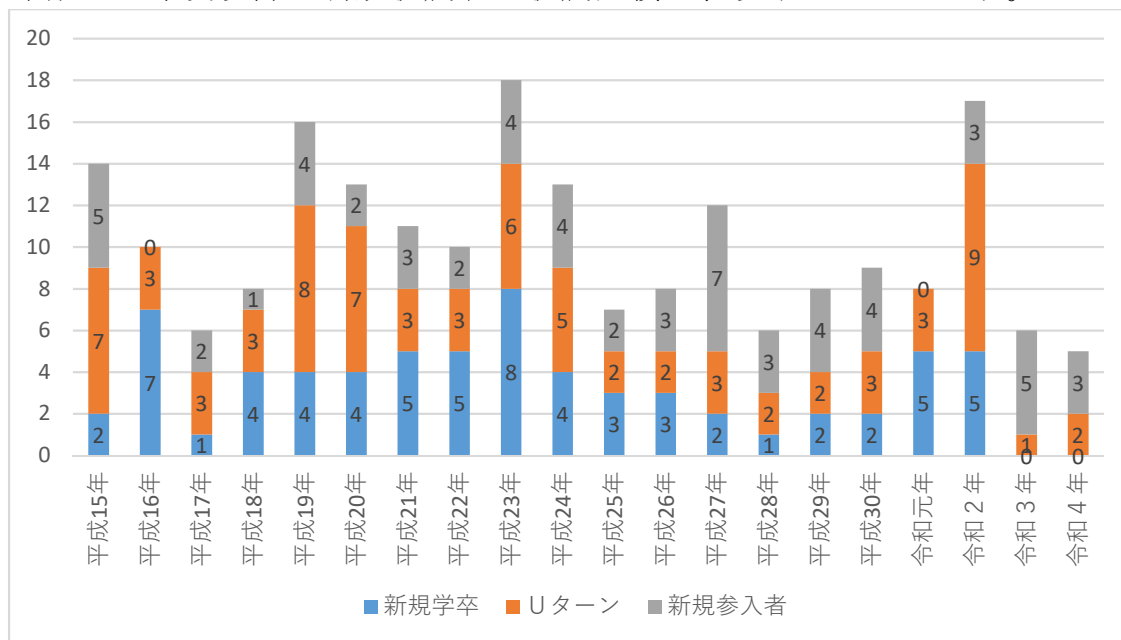


| 年 度    | 助成<br>件数 | 助成金額<br>(千円) | 物件内訳 |    | 助成者      |         | 加算       |          |
|--------|----------|--------------|------|----|----------|---------|----------|----------|
|        |          |              | 新築   | 中古 | 町内<br>在住 | 転入<br>者 | 子育て<br>て | 町内<br>業者 |
| 平成29年度 | 19       | 10,882       | 11   | 8  | 8        | 11      | 11       | 0        |
| 平成30年度 | 29       | 16,394       | 20   | 9  | 23       | 6       | 22       | 1        |

|       |    |        |    |    |    |    |    |   |
|-------|----|--------|----|----|----|----|----|---|
| 令和元年度 | 41 | 24,580 | 30 | 11 | 20 | 21 | 24 | 0 |
| 令和2年度 | 29 | 16,669 | 20 | 9  | 19 | 10 | 15 | 1 |
| 令和3年度 | 28 | 15,556 | 17 | 11 | 17 | 11 | 16 | 0 |
| 令和4年度 | 36 | 21,620 | 26 | 10 | 16 | 20 | 17 | 0 |

#### (4) 新規就農者の推移

平成15年度以降の新規就農者の就農実績は、以下のとおりです。



(単位：人)

| 年     | 新規学卒 | Uターン | 新規参入者 | 計  |
|-------|------|------|-------|----|
| 平成15年 | 2    | 7    | 5     | 14 |
| 平成16年 | 7    | 3    | 0     | 10 |
| 平成17年 | 1    | 3    | 2     | 6  |
| 平成18年 | 4    | 3    | 1     | 8  |
| 平成19年 | 4    | 8    | 4     | 16 |
| 平成20年 | 4    | 7    | 2     | 13 |
| 平成21年 | 5    | 3    | 3     | 11 |
| 平成22年 | 5    | 3    | 2     | 10 |
| 平成23年 | 8    | 6    | 4     | 18 |
| 平成24年 | 4    | 5    | 4     | 13 |

|         |   |   |   |    |
|---------|---|---|---|----|
| 平成 25 年 | 3 | 2 | 2 | 7  |
| 平成 26 年 | 3 | 2 | 3 | 8  |
| 平成 27 年 | 2 | 3 | 7 | 12 |
| 平成 28 年 | 1 | 2 | 3 | 6  |
| 平成 29 年 | 2 | 2 | 4 | 8  |
| 平成 30 年 | 2 | 3 | 4 | 9  |
| 令和 元年   | 5 | 3 | 0 | 8  |
| 令和 2 年  | 5 | 9 | 3 | 17 |
| 令和 3 年  | 0 | 1 | 5 | 6  |
| 令和 4 年  | 0 | 2 | 3 | 5  |

### Ⅲ 計画の基本的な考え方

#### 1 基本方向と基本目標（4つの戦略）

美瑛町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本方向と基本目標（4つの戦略）に基づき事業を展開します。

## 誰もが住みたい「丘のまちびえい」の創造 ～地域資源がひと・しごとを呼び込む循環づくり～

**戦略1 地域産業の活性化により雇用の場を生み出す**  
⇒移住者の働く場所を創出し定住化を図る

- (1) 企業等への就業を目指す人への支援
- (2) 農業への就業を目指す人への支援
- (3) 起業・開業を目指す人への支援

**戦略2 「丘のまちびえい」に新たな人の流れをつくる**  
⇒関係人口の増加により移住・定住希望者の増加を図る

- (1) 移住しやすい環境づくり
- (2) 空き家情報バンクを活用した空き家の利用促進
- (3) 定住促進住宅、二地域居住体験住宅、民間賃貸住宅による定住促進
- (4) 町営住宅や高齢者福祉住宅による住環境の確保
- (5) 住環境整備に対する支援
- (6) 関係人口の創出・拡大に向けた取り組み



### 戦略3 将来にわたって安心して子育てができる環境づくり

⇒総合的な子育て支援により子育て世代の移住を図る

- (1) 子育て世代に対する支援の充実
- (2) 子どもたちの成長を支える教育環境の充実
- (3) 結婚・妊娠・出産・子育てができる環境の整備

### 戦略4 地域と地域の連携により住民の暮らしを守り、美瑛の魅力を発信する

⇒美瑛の魅力を発信し多くの「ひと」を呼び込む

- (1) 安心して暮らし続けることのできるまちづくり
- (2) 町民参加の促進と生涯活躍のまちづくり
- (3) ホームページ・情報媒体の充実による魅力の発信

## 2 目指す成果（数値目標）

| 成果指標名 | 平成 27 年度～<br>令和元年度 |      | 令和 2 年度～<br>令和 6 年度 |      |
|-------|--------------------|------|---------------------|------|
|       | 移住・定住促進施策を通じた移住者数  | 26 件 | 61 人                | 40 件 |

## IV 基本目標（4つの戦略）に基づく施策

戦略1 地域産業の活性化により雇用の場を生み出す  
⇒移住者の働く場所を創出し定住化を図る

### （1）企業等への就業を目指す人への支援

#### ①現状

企業等への就業に関する情報については、ハローワーク旭川及びハローワーク富良野がホームページにて提供する求人情報や町内企業の求人情報を役場庁舎1階町民コーナーに掲示していますが、現状では町が企業と就業希望者のマッチングに積極的に関わっている状況ではありません。今後、町ホームページにおける求人情報を充実させるとともに、UIJターン新規就業支援事業の活用や無料職業紹介事業の推進により、雇用機会の創出を図ります。

また、介護福祉人材の確保に当たり、新たに就職する福祉従事者並びに介護福祉士の国家資格取得を目指す外国人留学生に対する支援や介護分野への参入を促進する介護入門研修の開催、地域力の維持、強化を図るために必要な担い手となる地域おこし協力隊の受入など、事業を通して人材を育成し、移住定住に結びつくよう支援していきます。

#### ②主な施策

| 事業名                  | 事業概要  | 担当課        |
|----------------------|---|------------|
| 外国人介護福祉人材育成支援事業      | 介護福祉士の国家資格取得を目指す外国人留学生に対する生活支援を含めた奨学金を負担する。<br>・留学期間：2年・奨学金：2,500千円/年                 | 保健福祉課地域支援係 |
| 介護入門研修（包括的支援事業・任意事業） | 介護人材不足を解消するため、介護入門研修を開催し、介護分野への参入を支援する。   | 保健福祉課地域支援係 |
| 福祉人材確保事業             | 町内の福祉関係事業所に新たに就職する福祉従事者を対象に、福祉人材確保事業交付金を交付することにより、福祉従事者不足の解消を図る。                      | 保健福祉課地域支援係 |
| 地域おこし協力隊管理事業         | 地域PR等、効果的な活動や地域力の維持、強化を図るために必要となる人材を確保する。<br>・雇用期間：3年・年収：3,300千円<br>・活動費補助：約1,000千円/年 | 総務課職員係     |

|             |  |                       |
|-------------|--|-----------------------|
| 商工業振興関係支援事業 | 中小企業者等の人材育成のため、中小企業大<br>学校旭川校での研修受講に対し受講料の一部<br>を補助する。<br>・補助額：受講料の 1/2 以内<br>・限度額：24 千円 | 商工観光交流<br>課商工・労働<br>係 |
|-------------|--|-----------------------|

## (2) 農業への就業を目指す人への支援

### ①現状

農業への就業については、一般財団法人美瑛町農業振興機構にて新規就農者や担い手後継者の就農に係る農業技術の指導や経営等に関する知識の習得等をサポートし、さらには、就農初期段階の青年就農者に対する所得確保、高収益作物の振興に伴う設備導入に対する就農資金の補助など、本町の基幹産業である農業の振興の取り組みとして、農業経営の担い手となることが期待される意欲的な新規就農者への支援を行っています。

### ②主な施策

| 事業名                | 事業概要   | 担当課           |
|--------------------|--|---------------|
| 農業担い手研修センター管理運営事業  | 町内で就農を目指す方に対して農業研修事業を実施。担い手研修センターでは、研修期間中の居住環境が確保され、実践を通じた栽培技術、営農知識を習得する。<br>・長期研修 居住室（1LDK）：13 千円/月<br>居住室（2LDK）：17～18 千円/月<br>居住室（3LDK）：20 千円/月<br>・短期研修 宿泊室：1,100 円/泊/人 | 美瑛町<br>農業振興機構 |
| 新規就農者等就農支援事業（助成事業） | 研修期間を終了した新規就農者（50 歳未満）に対して助成する。<br>・独立、自営就農：2,000 千円<br>・法人構成員：500 千円<br>・法人従業員：100 千円   | 農業振興機構        |
| 新規就農者等就農支援事業（貸付事業） | 研修期間を終了した新規就農者（50 歳未満）に対する貸付資金を無利子とする。<br>・限度額：5,000 千円  | 農業振興機構        |
| 新農業人研修奨励支援事業       | 農業技術、経営等に関する知識の習得を目的とした新農業人研修の修了者に対し交付する。<br>・奨励支援金：200 千円   | 農業振興機構        |
| 担い手農業後継者育成研修助成事業   | 経営移譲を予定する担い手後継者の就学に要する費用を助成する。<br>・助成限度額：600 千円（50 千円/月）   | 農業振興機構        |

|                       |  |               |
|-----------------------|--|---------------|
| 経営継承・発展等支援事業          | 先代事業者から経営の主宰権の移譲を受けた後継者に対し、その経営を発展させる取組を支援する。<br>・補助上限額：1,000千円                | 農林課<br>農業振興係  |
| 長期農業研修生実践研修支援事業       | 農業担い手研修センターの長期研修生に対し月額の基本支援及び収量実績に応じた支援を行う。<br>・基本支援：30千円/月<br>・実績支援：最大440千円/年 | 農業振興機構        |
| 長期農業研修住宅助成事業          | 農業担い手研修センターに居住していない研修生に対して家賃の一部を助成する。<br>・助成額：月額家賃から30千円を除いた額                  | 農業振興機構        |
| 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）   | 長期研修期間中の所得を確保する資金を2年間交付する。<br>・交付額：1,500千円/年                                   | 農業振興機構        |
| 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）   | 経営開始直後の青年就農者に対して所得を確保する資金を最大3年間交付する。<br>・交付額：1,500千円/年                         | 農林課農業振興係      |
| 新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業） | 新規就農後の経営発展のために、機械・施設等を導入する場合の資金を支援する。<br>・補助対象事業費上限：5,000千円<br>・補助率：75%        | 農林課農業振興係      |
| 農業労務確保対策事業補助金         | 町外からの農業労務者に対し、家賃の一部、着任及び帰郷費を補助する。  | J Aびえい        |
| 高収益作物振興対策補助事業ほか       | ビニールハウス、加温機等導入費用への助成<br>・補助率：総事業費の40%  | 美瑛町<br>J Aびえい |

※その他、長期農業研修時の支援として、（公財）北海道農業公社の「農家研修受入体制強化事業」「大型特殊免許取得支援事業」による助成があり、また、認定新規就農者に対し、農業経営の開始に必要な機械施設の購入等資金について無利子で融資を受ける「青年等就農資金」の制度があります。

### （3）起業・開業を目指す人への支援

#### ①現状

起業・開業に対する支援については、町内で新たに創業する事業者に対し店舗改修費や備品購入費の一部を補助する起業支援事業を推進し、移住者が起業しやすい環境整備を進めます。

さらに、本町の企業振興、工業の高度化、観光振興に寄与する事業場の新設または増設に対し助成を行う企業振興促進補助事業を活用した企業誘致を進め、雇用の拡大を図ります。

## ②主な施策

| 事業名        | 事業概要   | 担当課               |
|------------|--|-------------------|
| 起業支援事業     | <p>町内で新たに起業する事業者に対し、開業に必要な費用の一部を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象経費：店舗等に係る購入費、改修費等</li> <li>・補助率：補助対象経費の1/2以内</li> <li>・助成限度額：2,000千円（本通り、丸山通り沿いで起業する場合は、1,000千円上乗せ）</li> </ul> <p><b>【創業支援特別融資制度】</b></p> <p>上記補助を活用した創業者のうち希望者に対し、北海道銀行美瑛支店及び旭川信用金庫美瑛支店が取扱う設備資金を対象に低金利融資を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資期間：7年以内（据置期間6か月）</li> <li>・融資内容：利率1.1%、限度額7,000千円</li> </ul> | 商工観光交流課<br>商工・労働係 |
| 企業振興促進補助事業 | <p>町内に事業所を新設または増設する場合に助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業場設置に対する固定資産税等の不均一課税：事業場新設又は増設により取得した固定資産に対し、固定資産税額を優遇（5年間）</li> <li>・土地取得助成：土地取得価格の25%を助成</li> <li>・雇用助成：新たな雇用者1人につき上限100千円を助成</li> <li>・緑化助成：緑地の設置費用の25%を助成</li> </ul>  | 商工観光交流課<br>商工・労働係 |

## 戦略2 「丘のまちびえい」に新たな人の流れをつくる

⇒関係人口の増加により移住・定住希望者の増加を図る

### (1) 移住しやすい環境づくり

#### ①現状

令和2年4月、機構改革により役場内に移住定住推進室を設置し、各課で担当していた移住定住施策を一元的に担うことで効果的、戦略的に人口維持、増加に向けた取り組みを進めています。

移住定住推進室は、移住希望者の相談窓口となる移住相談業務のほか、二地域居住体験住宅や定住促進住宅の管理、定住住宅取得助成金の交付や空き家情報バンクの管理運営といった一連の業務を集約するとともに、移住希望者が本町へ定住するまでの期間や移住後においても長期的な視点に立ち、信頼関係を構築し携わっていく移住定住コーディネーターを配置することで、総合的なワンストップ窓口体制を構築し、施策を推進していきます。

また、町と町民と民間団体が連携・協力してまち全体で移住者を迎え入れる体制を構築するため、令和3年度に「丘のまちびえい移住定住促進協議会」を設立し、移住者と町民が気軽に相談できるコミュニティの創出を図っています。

#### ②主な施策

| 事業名           | 事業概要   | 担当課          |
|---------------|--|--------------|
| 移住対策事業        | 都市部で開催される北海道暮らしフェア等の移住相談会に出展し、移住相談を行う。<br>また、移住定住コーディネーターの配置やオンライン移住相談等により、きめ細やかな移住相談体制を構築する。  | 住民生活課移住定住推進室 |
| 移住定住促進協議会補助事業 | 就業や空き家に係る情報を収集し、移住希望者へ提供する。また、移住者交流会や移住体験ツアー、移住定住サロン等を開催する。  | 住民生活課移住定住推進室 |
| 奨学金返還支援事業     | 貸与型奨学金の返納に係る経費の一部を補助することにより、若者の町内定住及び町内事業者等への就業の促進を図る。<br>対象：認定申請年度の4月1日時点で30歳以下の者<br>期間：10年<br>補助限度額：15,000円*<br>×補助対象期間の月数<br>(*美瑛高校卒業者は20,000円) | 住民生活課移住定住推進室 |

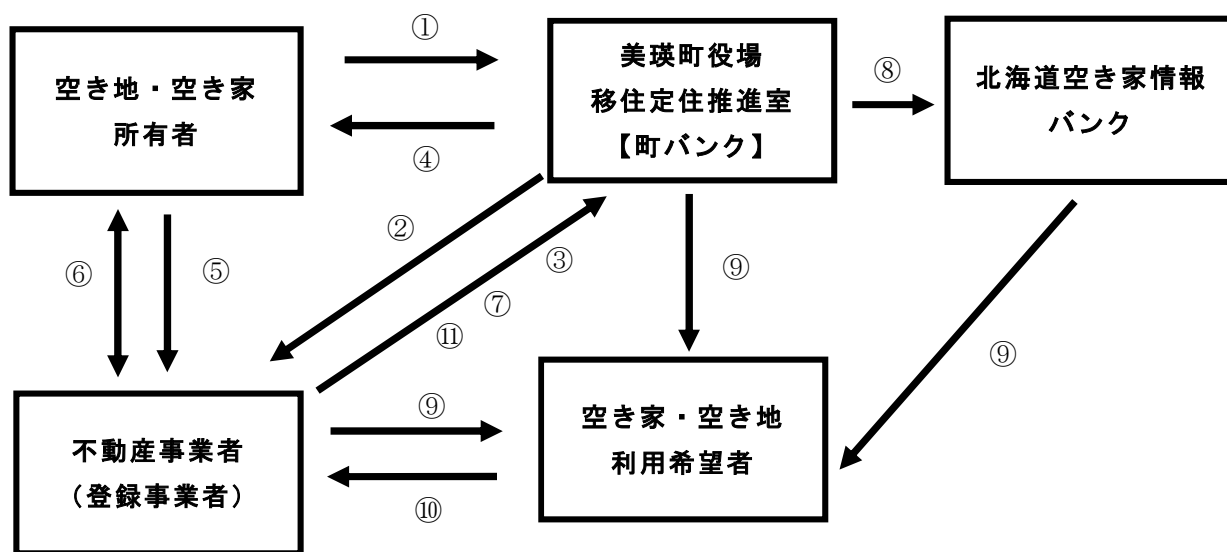
## (2) 空き家情報バンク制度を活用した空き家・空き地の利用促進

### ①現状

令和2年度より公益社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部と連携を図り、町内の空き家・空き地情報を、旭川市内近郊の不動産物件に関する情報を提供している株式会社アイアールアイとリンクさせ、本町ホームページにて提供ができるよう、美瑛町空き家情報バンク制度を運用しています。この制度により、町内外に向けてリアルタイムな物件情報の発信が可能となることから、町内に点在する空き家や空き地を移住定住者に紹介することができるよう、広報紙やSNS等により制度の周知を図り、物件情報の収集に努めます。

なお、美瑛町空家等対策計画に基づき、所有者に空き家等を適切に管理していただくとともに、空き家情報バンクを活用した既存住宅の流通促進や地域活性化のための活用、危険な空き家等の除却促進など、空き家等に対して継続的な取り組みを進めます。

### 【美瑛町空き家情報バンクフロー図】



- ①空き家・空き地の相談 ②空き家・空き地情報の報告 ③取扱い希望事業者連絡  
④登録事業者（仲介業者）の紹介 ⑤仲介業者の選定・相談 ⑥媒介契約の交渉・締結  
⑦媒介契約成立の把握【町バンクへの正式登録】 ⑧北海道バンクへの情報共有  
⑨物件情報の公開【(株)アイアールアイ HP・町 HP・道バンク HP】 ⑩希望物件の交渉・契約  
⑪契約成立の把握

## ②主な施策

| 事業名        | 事業概要  | 担当課          |
|------------|---|--------------|
| 空き家情報バンク制度 | 町ホームページにてリアルタイムな空き家・空き地情報を提供し、移住定住希望者に提案することで定住人口の増加に努める。   | 住民生活課移住定住推進室 |
| 空き家等解体支援事業 | 用途地域内の築40年を経過した空き家の解体に係る費用の一部を補助する。<br>・町内業者：助成率1/2（補助上限400千円）<br>・町外業者：助成率1/3（補助上限300千円）           | 建設水道課建築係     |
| 美瑛町空家等対策計画 | 空き家等の所有者に対して適切な維持管理や活用、危険空き家の判断基準を定め、空き家に起因する事故やトラブルを未然に防ぐ。また、空き家等の情報に係るデータベースを整備し、庁内での情報共有及び更新を図る。 | 住民生活課町営住宅係   |

### （3）定住促進住宅や民間賃貸住宅、二地域居住体験住宅による定住促進

#### ①現状

本町に定住を希望する方に対し、定住までの準備期間の住宅として定住促進住宅を整備しています。この定住促進住宅は、本町に定住しながら空き家を含む新たな住まいや土地等の物件を探ることができるため、より確実な定住につながると考えています。

また、定住促進住宅の物件数が15戸と限られている現状から、より多くの移住希望者の受け入れが可能となるよう民間賃貸住宅の家賃の一部を助成し、本町への移住及び定住を促進しています。

町内にセカンドホームを持ちたい方や移住を希望している方に向け、地元産のカラマツ材を使った二地域居住体験住宅を整備し、おためし暮らしの推進を図っています。

#### 【定住促進住宅：15戸】

| 施設名     | 面積<br>(㎡) | 位置          | 間取り  | 家賃      |
|---------|-----------|-------------|------|---------|
| 本町住宅1号室 | 99.05     | 本町3丁目4番2号   | 3LDK | 30,000円 |
| 本町住宅2号室 | 99.05     | 本町3丁目4番17号  | 3LDK | 30,000円 |
| 栄町住宅1号室 | 105.30    | 栄町2丁目1番23号  | 3LDK | 40,000円 |
| 東町住宅1号室 | 72.09     | 東町4丁目3番16号  | 3LDK | 25,000円 |
| 東町住宅2号室 | 68.04     | 東町4丁目11番14号 | 3LDK | 25,000円 |
| 東町住宅3号室 | 68.04     | 東町4丁目7番6号   | 3LDK | 25,000円 |
| 東町住宅4号室 | 68.04     | 東町4丁目9番8号   | 3LDK | 25,000円 |



|             |        |                    |      |          |
|-------------|--------|--------------------|------|----------|
| 東町住宅 5 号室   | 68.04  | 東町 4 丁目 11 番 13 号  | 3LDK | 25,000 円 |
| 寿町住宅 1 号室   | 149.84 | 寿町 3 丁目 1 番 25 号   | 4LDK | 40,000 円 |
| 美馬牛住宅 1 号室  | 68.04  | 美馬牛南 2 丁目 2 番 66 号 | 3LDK | 20,000 円 |
| 美馬牛住宅 2 号室  | 68.04  | 美馬牛南 2 丁目 2 番 62 号 | 3LDK | 20,000 円 |
| 美沢住宅 1 号室   | 72.09  | 字美沢中央              | 3LDK | 20,000 円 |
| 下宇莫別住宅 1 号室 | 116.18 | 字下宇莫別朝日            | 5LDK | 30,000 円 |
| 下宇莫別住宅 2 号室 | 72.09  | 字下宇莫別朝日            | 3LDK | 20,000 円 |
| 下宇莫別住宅 3 号室 | 157.14 | 字下宇莫別朝日            | 6LDK | 35,000 円 |

### 【二地域居住体験住宅：9 戸】

| 施設名         | サイズ | 位 置              | 最大人数 | 使用料      |
|-------------|-----|------------------|------|----------|
| 水沢体験住宅（A 棟） | 中   | 字水沢春日台第 2        | 2    | 52,000 円 |
| 水沢体験住宅（B 棟） | 中   | 字水沢春日台第 2        | 2    | 52,000 円 |
| 水沢体験住宅（C 棟） | 小   | 字水沢春日台第 2        | 2    | 42,000 円 |
| 水沢体験住宅（D 棟） | 大   | 字水沢春日台第 2        | 4    | 63,000 円 |
| 水沢体験住宅（E 棟） | 大   | 字水沢春日台第 2        | 4    | 63,000 円 |
| 水沢体験住宅（F 棟） | 大   | 字水沢春日台第 2        | 4    | 63,000 円 |
| ビルケの森体験住宅   | －   | 字白金              | －    | 82,000 円 |
| 幸町体験住宅 1 号室 | －   | 幸町 3 丁目 1 番 34 号 | －    | 61,000 円 |
| 幸町体験住宅 2 号室 | －   | 幸町 3 丁目 1 番 31 号 | －    | 60,000 円 |

### ②主な施策

| 事業名                | 事業概要   | 担当課              |
|--------------------|--|------------------|
| 定住促進住宅管理事業         | 定住を希望する方に対し、定住までの準備期間の住宅として定住促進住宅を整備し、定住人口の増加を図る。  | 住民生活課<br>移住定住推進室 |
| 移住定住促進民間賃貸住宅家賃助成事業 | 民間賃貸住宅の家賃の一部を地域通貨にて助成する。<br>・助成額：月額家賃の 1/2（助成上限 10,000 ポイント）<br>・助成期間：36 月まで<br>・子育て加算：10,000 ポイント | 住民生活課<br>移住定住推進室 |
| セカンドホームツーリズム事業     | 町内にセカンドホームを持ちたい方や移住を希望している方に向け、二地域居住体験住宅によるおためし暮らしを推進する。   | 住民生活課<br>移住定住推進室 |

#### (4) 町営住宅や高齢者福祉住宅による住環境の確保

##### ①現状

美瑛町住生活基本計画及び美瑛町公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の管理運営と計画的な維持修繕を行い、住宅に困窮する低所得者や子育て世帯に対し、低廉な家賃の賃貸住宅を提供しています。

また、生活環境、家庭環境、住宅事情等により独居生活が営めない高齢者に対し、安心して住みなれた地域で生活することができるよう高齢者福祉住宅を提供しています。

##### 【公営住宅：388戸】

| 団地名    | 住宅の所在   | 戸数 | 団地名    | 住宅の所在   | 戸数 |
|--------|---------|----|--------|---------|----|
| 南町団地   | 南町1丁目   | 36 | 旭町団地   | 旭町1・2丁目 | 32 |
| 中町団地   | 中町4丁目   | 69 | 憩町団地   | 憩町2丁目   | 20 |
| 白樺団地   | 旭町3・4丁目 | 58 | 日の出団地  | 錦町      | 24 |
| 東町団地   | 東町3・4丁目 | 64 | 東町第2団地 | 東町3丁目   | 44 |
| 美馬牛団地  | 美馬牛北3丁目 | 4  | 大町団地   | 大町1丁目   | 16 |
| 大町第2団地 | 大町1丁目   | 12 | 北町団地   | 北町1丁目   | 12 |

##### 【町営住宅：75戸】

| 団地名     | 住宅の所在   | 戸数 | 団地名     | 住宅の所在  | 戸数 |
|---------|---------|----|---------|--------|----|
| 南町一般(1) | 南町5丁目   | 3  | 南町一般(2) | 南町1丁目  | 4  |
| 旭町一般    | 旭町4丁目   | 6  | 朗根内一般   | 朗根内町内  | 2  |
| 美馬牛一般   | 美馬牛南2丁目 | 1  | 西町一般    | 西町1丁目  | 17 |
| 憩町一般    | 憩町1丁目   | 9  | 美沢一般    | 美沢美生   | 1  |
| 東町一般    | 東町3丁目   | 2  | 中宇莫別一般  | 中宇莫別第2 | 3  |
| 置杵牛一般   | 置杵牛中央   | 3  | 美田一般    | 美田第2   | 3  |
| 西美一般    | 溜辺藁第2   | 4  | 五稜一般    | 五稜第5   | 2  |
| 俵真布一般   | 俵真布中央他  | 4  | 北瑛一般    | 北瑛第2   | 3  |
| 旭一般     | 旭北星     | 4  | 二股一般    | 二股共栄   | 1  |
| 下宇莫別一般  | 下宇莫別    | 2  |         |        |    |

##### 【特定公共賃貸住宅：3戸】

| 団地名       | 住宅の所在     | 戸数 |
|-----------|-----------|----|
| 中町団地(5号棟) | 中町4丁目3番8号 | 3  |

【高齢者福祉住宅：35人】

| 名称        | 住宅の所在      | 定員  |
|-----------|------------|-----|
| 南町高齢者福祉住宅 | 南町1丁目2番25号 | 20人 |
| 西町高齢者福祉住宅 | 西町2丁目3番22号 | 15人 |

②主な施策

| 事業名           | 事業概要                                  | 担当課        |
|---------------|---------------------------------------|------------|
| 町営住宅管理事業      | 住宅に困窮する低所得者や子育て世帯に対し、低廉な家賃の賃貸住宅を提供する。 | 住民生活課町営住宅係 |
| 高齢者福祉住宅管理運営事業 | 援護を必要とする高齢者に対し、高齢者福祉住宅を提供する。          | 保健福祉課社会係   |

(5) 住環境整備に対する支援

①現状

本町における住環境整備の支援については、新たに住宅を取得した方に対し、その費用の一部を助成する定住住宅取得助成事業の実施により、本町への移住定住が促進され、定住人口の増加につながっています。今後とも、空き家情報バンクによる中古物件や土地に係る情報の発信に努め、新たな住宅の取得者数が増加するよう取り組みを進めます。

また、合併処理浄化槽の設置及び管理経費に係る補助金、既存住宅における段差解消等、日常生活の支えとなる住環境整備に対する助成金についても、新たな住宅の取得者数の増加につながる事業として捉え、積極的に周知していきます。

②主な施策

| 事業名           | 事業概要  | 担当課              |
|---------------|---|------------------|
| 定住住宅取得助成事業    | 町内に新たに住宅を取得した方に対して、取得費用等の一部を助成する。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・助成額：新築 500 千円、中古 300 千円</li> <li>・加算：転入者 200 千円、子育て 100 千円<br/>町内業者 500 千円</li> <li>・地域材使用加算：購入費の 20%<br/>(上限額 300 千円、認証材 1,000 千円)</li> </ul> | 住民生活課<br>移住定住推進室 |
| 合併処理浄化槽設置整備事業 | 専用住宅及び店舗併用住宅に設置する合併処理浄化槽に対し、費用の一部を補助する。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額：5人槽 390 千円、7人槽 474 千円<br/>10人槽 660 千円</li> <li>・改修加算：200 千円</li> </ul>   | 建設水道課<br>建築係     |

|                 |   |              |
|-----------------|---|--------------|
| 浄化槽管理経費補助事業     | 設置した浄化槽の保守点検、汚泥抜取等の管理経費に対し、費用の一部を補助する。<br>・補助額：補助対象経費の1/2以内<br>(人槽別上限額19千円～29千円)  | 建設水道課<br>建築係 |
| 美瑛町住宅リフォーム等助成事業 | 新築後20年を経過している既存住宅の改修が対象で要件に該当する場合、対象工事費用の1/2かつそれぞれの上限額を助成する。<br>・省エネルギー化 上限10万円<br>・バリアフリー化 上限30万円<br>・一般改修 上限10万円<br>・町内業者による施工 など | 建設水道課<br>建築係 |

## (6) 関係人口の創出・拡大に向けた取り組み

### ①現状

本町の活性化を図り地域課題を解決するためには、観光として本町を訪れている観光客やイベント参加者など、交流人口の関係から地域と地域の人々と多様に関わる「関係人口」へと関係を深化させ、その発想やスキルをまちづくりに生かしていく必要があります。このため、地域人材育成研修交流センターを拠点に生成的な「場」をつくり、ワークショップやイベント等の開催により関係性を構築するコ・ワーケーションビレッジ構想推進事業や二地域居住体験住宅を活用したテレワーク推進事業の実施により関係人口の創出・拡大に向けた取り組みを進めます。

また、郷土美瑛を応援する組織である北海道びえい会及び東京美瑛会の組織運営を支援し、都市との交流により関係人口の増加を図ります。

### ②主な施策

| 事業名       | 事業概要  | 担当課           |
|-----------|---|---------------|
| 関係人口創出事業  | 関係人口と地域の課題やニーズを意識的にマッチングさせ、その発想やスキルをまちづくりに生かしていく関係を構築するほか、地域人材育成研修交流センターを拠点とする研修活動やテレワークを推進する。                                  | まちづくり推進課政策調整係 |
| テレワーク推進事業 | 二地域居住体験住宅にてテレワークを行う企業や個人事業主に対し、家賃の一部を助成する。<br>・助成額：月額使用料の1/2<br>・助成方法：助成額のうち、助成金1/2、地域通貨1/2(助成期間2月まで)<br>・町費用負担：光熱水費、Wi-Fi使用料免除 | 住民生活課移住定住推進室  |

|                 |   |                       |
|-----------------|---|-----------------------|
| まちづくり寄附管<br>理事業 | 「丘のまちびえい」を応援するまちづくり寄附及び企業版ふるさと納税の獲得により関係人口の創出を図る。 | まちづくり推<br>進課政策調整<br>係 |
| ふるさと会支援事<br>業   | 北海道びえい会及び東京美瑛会の組織運営の支援を通し、本町と都市における関係人口の増加を図る。    | 商工観光交流<br>課交流振興係      |

### 戦略3 将来にわたって安心して子育てができる環境づくり

⇒総合的な子育て支援により子育て世代の移住を図る

#### (1) 子育て世代に対する支援の充実

##### ①現状

本町では、子育て世代が安心して子どもを産み育てられるよう、子育てに関する相談体制の強化や交流の場の創出等、保育環境の充実に努めています。

また、学校給食の無償化や18歳到達年度末までの子に対する入院・通院に係る医療費の全額助成等、保護者の経済的負担に対する軽減策にも重点を置いてきました。

今後、「子育てしやすいまち」として移住・定住希望者に認識されるよう、子育て世代のニーズに合わせた更なる支援策の充実を図ります。

##### ②主な施策

| 事業名               | 事業概要  | 担当課                 |
|-------------------|---|---------------------|
| 乳幼児世帯ゴミ処理券無料交付    | 住民登録した月から満3歳に到達する月の前月の月数に4を乗じた枚数の可燃ゴミ処理券を無料交付する。  | 住民生活課<br>住民生活係      |
| 丘のまちびえいすくすくサポート事業 | 出生時、小学校・中学校・高校入学時に祝福の意を込めた祝品等を贈呈する。<br>・出生時：写真フレーム、美瑛産米、写真撮影券<br>・小学校入学時：学用品一式<br>・中学校入学式：指定制服及びジャージ一式<br>・高校入学準備金：3万円(美瑛高校を除く) | 保健福祉課<br>子ども・子育て支援室 |
| 幼児教育・保育利用者負担軽減事業  | 町内公立保育所及び幼保連携型認定こども園における3号認定(保育3歳未満児)の保育料を基準額の1/2に軽減する。   | 保健福祉課<br>子ども・子育て支援室 |
| 学校給食管理運営事業        | 町内小中学校において保護者が負担すべき給食費を無償とする。   | 教育委員会<br>管理課学務係     |
| 乳幼児等医療給付事業        | 18歳到達年度末までの子に対する入通院に係る医療費の全額を助成する。  | 保健福祉課<br>福祉係        |
| 幼児教育・保育副食費補助事業    | 町内公立保育所及び幼保連携型認定こども園の在園児に係る副食費のうち、国基準額の全額を補助する。   | 保健福祉課<br>子ども・子育て支援室 |

|                  |   |                     |
|------------------|---|---------------------|
| 一時預かり利用者負担軽減助成事業 | 保護者の都合により一時的に町内NPO法人に子どもを預ける場合に要する利用料金の一部を助成する。<br>・助成額：1時間当たり 500円           | 保健福祉課<br>子ども・子育て支援室 |
| 施設等利用給付費事業       | 認定こども園の一時預かり保育利用料の一部を助成する。<br>・助成額：1日当たり 450円                                 | 保健福祉課<br>子ども・子育て支援室 |
| こども緊急さぼねっと事業     | 利用会員の病児・病後児の預かり、保育所等への送迎や一時預かり等に要する利用料金の一部を助成する。<br>・助成額：利用料金の6割              | 保健福祉課<br>子ども・子育て支援室 |
| ひとり親世帯等生活支援事業    | 子育て家庭に家庭生活支援員を派遣し、家事や介護支援等を行い、育児の負担軽減を図る。                                     | 保健福祉課<br>子ども・子育て支援室 |
| 子育て支援事業          | 遊び、情報の場の提供、育児相談を通して子育て親子の交流促進や育児に係る不安軽減を図り、子どもの健やかな育ちを支援する。                   | 保健福祉課<br>子ども支援センター  |
| 発達支援事業           | 発達に心配のある子どもやその保護者を対象に日常生活動作やコミュニケーション能力及び集団生活への適応力等の向上を図るとともに、保護者の育児不安の軽減を図る。 | 保健福祉課<br>子ども支援センター  |
| ブックスタート事業        | 生後6か月に達した乳幼児を対象として読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせ体験を行い、絵本2冊を贈呈する。                      | 図書館図書係              |

## (2) 子どもたちの成長を支える教育環境の充実

### ①現状

本町では、特色ある教育活動を推進するとともに、全ての子どもを対象とした支援教育により、個々の特性に合わせた指導の充実や早期からの教育相談など将来を見据えた支援を行っています。

また、美瑛高校の教育活動や生徒の就学に係る保護者の経費等に対する支援により、生徒数の増加を図るとともに、地域と連携した教育活動や生徒の社会貢献活動を促進し、地域の活性化を図ります。

### ②主な施策

| 事業名               | 事業概要  | 担当課         |
|-------------------|---|-------------|
| 要保護及び準要保護児童生徒援助事業 | 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、校外活動費等、必要な就学援助を行う。 | 教育委員会管理課学務係 |

|                      |   |                |
|----------------------|---|----------------|
| 小中学校通級指導<br>推進事業     | 通常の学級に在籍しながら、児童生徒の実態に合わせ必要となる学習部分を、通級指導教室においてきめ細やかに補う。                    | 教育委員会管理課学務係    |
| 土曜学習事業               | 小学生における土曜日の有効利用を目的に普段学ぶことが少ない内容の学習機会を設ける。                                 | 教育委員会管理課学務係    |
| 小学生学習ルーム<br>事業       | 小学3～6年生を対象とした学習ルームを長期休業中にそれぞれ3日間開設し、国語、算数、外国語のふりかえり学習を実施する。               | 教育委員会管理課学務係    |
| 人づくり育成事業             | 小学6年生と中学3年生を対象に、少年少女道外研修を実施する。事前研修・事後研修を行い計画的・継続的な学習の場を提供する。              | 文化スポーツ課文化振興係   |
| 公民館事業                | 町内の子どもたちを対象に、小学生向け親子クッキングや道内自然体験事業等を実施する。                                 | 文化スポーツ課文化振興係   |
| 美瑛学推進事業              | 町内の子どもたちを対象に、地域の郷土・文化及び自然について学ぶ事業を実施する。                                   | 文化スポーツ課郷土学館業務係 |
| 小中学校特別支援<br>教育就学奨励事業 | 特別支援学級在籍児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、就学に必要な学用品等の経費の一部を援助する。                     | 教育委員会管理課学務係    |
| 読書活動応援事業             | 読書習慣の定着と家読活動を推進するため、中学生以下を対象に読書通帳の終了ごとに本を1冊贈呈する。                          | 図書館図書係         |
| 美瑛高等学校教育<br>環境振興補助事業 | 美瑛高校における模擬試験受講料、資格試験受講料等の教育活動に伴う費用及び入学準備補助、通学補助等の生徒の就学に係る保護者の費用等に対し支援を行う。 | まちづくり推進課政策調整係  |

### (3) 結婚・妊娠・出産・子育てができる環境の整備

#### ①現状

本町では、安心して子育てができる環境づくりとして、妊産婦や乳幼児に係る健診、子どもノートの配布、母子手帳・子育て支援アプリの導入など、妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない相談支援体制の充実を図るとともに、不妊治療費や妊産婦健診等の交通費、産後母子ケア費用、予防接種法に基づく定期接種費用の全額と、一部の任意接種費用に対する助成など、経済的負担の軽減を図ることで子育て世帯の支援を行っています。

農業者及び農業後継者のパートナー対策では、専任の結婚相談員を配置し、アグリパートナー事業における婚活イベントの開催や結婚相談などを行っています。また、結婚を機に本町へ移住された方々に対しても、美瑛町で



暮らす上での情報交換や子育ての悩みを共有できるような交流会を開催するなど、きめ細やかな対応により、農業者及び配偶者が相談しやすい環境作りに努めています。

## ②主な施策

| 事業名             | 事業概要  | 担当課             |
|-----------------|---|-----------------|
| 妊婦健診事業          | 妊婦・胎児の健康保持増進に係る健診費用助成や個別支援の実施、不妊治療費の一部助成および、妊娠確定前初回産科受診費用について助成する。  | 保健福祉課保健センター     |
| 妊産婦健診・出産交通費助成事業 | 妊産婦健診及び出産時の医療機関受診に係る交通費を助成する。<br>・助成額：1回につき840円（片道）   | 保健福祉課保健センター     |
| 産後母子ケア費用助成事業    | 新生児聴覚検査など生後1か月までの健診費用等の全額助成、産後1年未満の産婦に対する健診、相談、ケアに要する費用の一部を助成する。<br>・助成額：産婦健診 1回につき上限5千円<br>産後・母乳ケア<br>1割程度自己負担     | 保健福祉課保健センター     |
| 出産・子育て応援交付金事業   | 妊娠・出産・育児の伴走型支援と、経済的支援を行う。<br>・出産応援給付金 妊娠1回につき5万円<br>・子育て応援給付金 児童1人につき5万円  | 保健福祉課子ども・子育て支援室 |
| 予防接種事業          | 予防接種法に基づく定期接種費用の全額、任意接種費用の一部を助成する。<br>・任意接種助成対象：風しん（19～50歳未満の女性他）インフルエンザ（生後6か月～高校生に相当する年齢の子ども、妊婦）                   | 保健福祉課保健センター     |
| 先天性股関節脱臼検診事業    | 乳幼児における先天性股関節脱臼検診を実施し、費用の全額を助成する。   | 保健福祉課保健センター     |
| 育児力育成指導事業       | 子どもの育ちの原理に基づく育児書として、3歳までの子ども一人一人に「子どもノート」を配布する。また、子どもの成長記録や予防接種の接種歴及びスケジュール管理等に活用できる「母子手帳・子育て支援アプリ」を導入し、子育て世代を支援する。 | 保健福祉課保健センター     |

|             |  |                  |
|-------------|--|------------------|
| 農業後継者結婚相談事業 | 農業者及び農業後継者の配偶者を確保するため結婚相談員を配置し、婚活イベントの開催、結婚相談などを行う。                                | 農業委員会庶務係         |
| 結婚相談所設置事業   | 美瑛町社会福祉協議会会長より委嘱を受けた相談員が定例の相談日に結婚を希望される方に対し、本人や家族の意向に沿って適切な異性の紹介や結婚に至るまでの助言や支援を行う。 | 社会福祉法人美瑛町社会福祉協議会 |
| 結婚新生活支援事業   | 結婚時に共に 39 歳以下の夫婦の新生活に係る引っ越しや家賃等の費用を支援する。<br>・助成額：30 万円                             | 保健福祉課社会係         |

戦略4 地域と地域の連携により住民の暮らしを守り、美瑛の魅力を発信する  
⇒美瑛の魅力を発信し多くの「ひと」を呼び込む

(1) 安心して暮らし続けることのできるまちづくり

①現状

本町では、全ての町民が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活が送れるよう、福祉ハイヤーの借上げ、緊急通報システムの運営等、福祉施策の充実を図っています。

また、移送サービスや除排雪サービス、くらし援助サービス等、生活支援を必要とする要配慮者に対するきめ細やかな支援を行うとともに、健康マイレージ事業、がん検診や歯周病検診等、生活習慣病の予防や重症化対策に取り組むことで健康寿命の延伸に努めていきます。

②主な施策

| 事業名             | 事業概要  | 担当課            |
|-----------------|---|----------------|
| 福祉ハイヤー借上事業      | 70歳以上の高齢者及び1～3級の障がい者で自家用車等交通手段を持たない交通弱者に対し、ハイヤー利用助成券を交付する。<br>・助成額：高齢者 15～20千円<br>重度障害者 18～25千円 | 保健福祉課<br>社会係   |
| 準要保護世帯等法外援護事業   | 生活困窮世帯に対し、年末の生活資金増大時期に援護費を支給する。<br>・支給額：1世帯当たり 25千円   | 保健福祉課<br>社会係   |
| 緊急通報システム運営事業    | ひとり暮らしの高齢者等の家に緊急通報装置本体、付属ペンダント、煙センサーを設置し、緊急通報システムによる安否確認を行う。                                    | 保健福祉課<br>地域支援係 |
| 介護サービス利用料軽減助成事業 | 町民税非課税世帯の介護認定者に対し、訪問通所系サービス利用料の一部を助成する。<br>・助成額：利用者負担額の1/2                                      | 保健福祉課<br>地域支援係 |
| 白金線老人交通費助成事業    | 70歳以上の高齢者及び障がい者に対し道北バス白金線の無料乗車券を交付する。   | 保健福祉課<br>社会係   |
| 移送サービス事業        | 一般車両の利用が困難な在宅寝たきり高齢者を対象に、車いす用リフト付き特殊車両にて医療機関への送迎を行う。(一部自己負担)                                    | 保健福祉課<br>地域支援係 |
| 除排雪サービス事業       | 独居又は高齢者世帯等の在宅生活が続けられるよう冬期間の屋根の雪下ろし及び排雪作業を行う。(一部自己負担)  | 保健福祉課<br>地域支援係 |

|                     |  |                 |
|---------------------|--|-----------------|
| くらし援助サービス事業         | 軽度の生活の手伝いにより在宅生活が可能な方に対し、訪問による生活支援を提供する。また、不測の事態により一時保護が必要な高齢者や障害者等に対し、安全な宿泊の場を提供する。(一部自己負担)           | 保健福祉課<br>地域支援係  |
| 美瑛町高齢者補聴器購入費助成事業    | 聴力の低下により、コミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、補聴器の購入費の一部を助成することにより、聴力低下による閉じこもりを防止し、積極的な社会参加を支援する。<br>・助成上限額：片耳 25 千円 | 保健福祉課<br>地域支援係  |
| 訪問看護ステーション利用料軽減助成事業 | 訪問看護事業の利用者に対し、訪問看護に要する利用料の一部を助成する。<br>・対象利用料：超過料金、休日加算、夜間・早朝料金、交通費の一部                                  | 保健福祉課<br>地域支援係  |
| 特定疾患患者交通費助成事業       | 特定疾患認定患者が、治療及びリハビリのため町外の医療機関に通院する際の交通費の一部を助成する。  | 保健福祉課<br>福祉係    |
| 人工透析患者交通費助成事業       | 人工透析のため町外の医療機関に通院する際の交通費の一部を助成する。  | 保健福祉課<br>福祉係    |
| 障害者等療育施設訓練所交通費助成事業  | 障害者施設等において、療育訓練や機能回復訓練等を受けて、社会参加を目指す障がい者(児)及び保護者の通所に要する交通費の一部を助成する。                                    | 保健福祉課<br>福祉係    |
| 精神保健事業              | 精神科領域における症状の早期発見、早期治療のため、精神科医による個別相談や学習会、講演会を行う。   | 保健福祉課<br>保健センター |
| 感染症予防等管理事業          | エキノкокクス症検査及び 65 歳以上の結核検診を無料で実施する。   | 保健福祉課<br>保健センター |
| 緊急風しん予防対策事業         | 定期接種の機会がなかった特定年代の男性に対し風しん抗体検査を実施し、結果に応じ実施した予防接種費用の全額を助成する。   | 保健福祉課<br>保健センター |
| 健診事業                | 各種がん検診、20 歳以上の町民特定健診の費用の一部を助成する。   | 保健福祉課<br>保健センター |
| 健康推進事業              | 健康づくりを目的とした自主的な活動に対してマイルを付与し、貯まったマイル数に応じて健康に関する特典を贈呈する。  | 保健福祉課<br>保健センター |
| がん検診推進事業            | 特定年齢の方に対し、子宮がん及び乳がん検診無料クーポンを送付する。<br>・対象年齢：子宮がん 満 20, 25, 30, 35, 40 歳                                 | 保健福祉課<br>保健センター |

|        |   |             |
|--------|---|-------------|
|        | 乳がん 満 40, 45, 50, 55, 60 歳  |             |
| 歯科保健事業 | 特定年齢の方に対し、町内歯科医院にて受診する歯周病検診受診券を送付し、無料で実施する。<br>・対象年齢：満 40, 50, 60, 70 歳 | 保健福祉課保健センター |

## (2) 町民参加の促進と生涯活躍のまちづくり

### ①現状

本町では、地域振興奨励補助等事業として地域に住む個人や団体自らが地域振興を図るために実施する事業に対して支援するとともに、社会参加活動を通じた生きがいづくりや地域での支え合い体制の構築を図るなど、町民自らがまちづくりに参加・参画する地域社会の形成に努めています。

また、農業と福祉の連携により障がい者が農業分野での活躍を通じて自信や生きがいを持つことにより、社会参画へとつなげるとともに、高齢者における要介護状態や認知症の予防を支援することで高齢者が安心して暮らし続けることができる地域づくりなど、全ての町民が生涯において活躍することができるまちづくりを推進します。

### ②主な施策

| 事業名             | 事業概要  | 担当課           |
|-----------------|---|---------------|
| 地域振興奨励補助等事業     | 地域の交流、産業の開発、文化活動等を通じて、地域振興に寄与する個人及び団体が行う事業に対して補助する。<br>・補助率：2/3 以内  | まちづくり推進課政策調整係 |
| 農福連携事業          | ジョブコーチによる支援を通して、障がい者がトマトの作付実習等（栽培から収穫・出荷、販売まで）を行う。また、農林業における障がい者の新たな雇用に対して補助する。<br>・補助額：最大 50 千円/月（3 か月まで）                      | 農林課農業振興係      |
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 訪問型・通所型サービス、生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業（フレイル予防講座）、地域介護予防活動支援事業（生きがいデイサービス、地域サロン、ボランティアポイント事業）、地域リハビリテーション事業を実施する。 | 保健福祉課地域支援係    |
| 包括的支援事業・任意事業    | 在宅寝たきり者等介護用品購入助成、福祉用具・住宅改修支援事業、配食サービス事業を実施する。   | 保健福祉課地域支援係    |

|              |   |                |
|--------------|---|----------------|
| 認知症予防支援事業    | 認知症の人やその家族に対して手助けができる認知症サポーターの養成や認知症の啓発、地域のネットワークづくりを行う。                          | 保健福祉課地域支援係     |
| 高齢者団体支援事業    | 老人クラブに係る運営費及び生きがいと健康づくりに関する事業等へ補助を行う。また、地域高齢者を支える見守り、安否確認等の事業を実施する。               | 保健福祉課社会係       |
| 町民スキーリフト助成事業 | 北海道内のスキー場リフト券を購入し利用した場合、リフト券購入費用の一部を助成する。<br>・助成額：1回につき1千円<br>シーズン券4千円<br>1人4千円まで | 文化スポーツ課スポーツ振興係 |
| 公民館事業        | 高齢者大学、大人向けカルチャースクールやいきがづくり講座など、子どもから高齢者までの幅広い世代に向けて各ライフステージにあった事業を実施する。           | 文化スポーツ課文化振興係   |
| 美瑛学推進事業      | 地域の歴史や文化等を学び、愛着や誇りを醸成する事業を実施する。   | 文化スポーツ課郷土学館業務係 |

### (3) ホームページ・情報媒体の充実による魅力の発信

#### ①現状

移住希望者が必要とする、まちの魅力、暮らしの情報、定住促進住宅や空き家情報バンクの住宅情報等を町ホームページにて発信しています。リアルタイムに情報を伝えることができるよう、サイトの掲載情報を確認し、更新作業に努めます。

このほか、SNS（フェイスブック及びインスタグラム）を活用した発信を行い、フォロワー増加に向けた取り組みを強化していきます。

また、移住相談や関係人口、ふるさと納税等を通して築かれた関係人口の方々に対し、メールマガジンの配信による情報発信を行い、切れ目のない継続した関係性を構築していきます。

#### ②主な施策

| 事業名               | 事業概要  | 担当課          |
|-------------------|---|--------------|
| 美瑛町ホームページによる情報の発信 | 移住定住希望者が必要とする住宅や暮らしに係る情報、町が実施する子育て支援、起業支援等の情報を発信する。 | 住民生活課移住定住推進室 |

|                 |  |               |
|-----------------|--|---------------|
| SNSによる情報の発信     | SNS（フェイスブック及びインスタグラム）を活用し、移住定住施策やふるさと納税返礼品等の情報を発信する。         | まちづくり推進課政策調整係 |
| メールマガジンによる情報の発信 | 各事業でつながっている関係人口の方々に対し、メールマガジンを活用し、移住定住施策やふるさと納税返礼品等の情報を発信する。 | まちづくり推進課政策調整係 |
| 移住定住パンフレットによるPR | 移住定住希望者や都市部で開催する相談会の来場者等に対し、本町の移住定住施策をPRするため、パンフレットを配布する。    | 住民生活課移住定住推進室  |